

第七回国会 大蔵委員会 議録 第四十四号

(五三六)

昭和二十五年三月三十一日(金曜日)

午後二時開議

出席委員

委員長 川野 芳満君
理事 岡野 清彦君 理事 北澤 直吉君
理事 小山 長規君 理事 島村 一郎君
理事 前尾繁三郎君 理事 河田 賢治君
理事 内藤 友明君

奥村又十郎君 甲木 保君
佐久間 徹君 田中 啓一君
吉米地英俊君 西村 直巳君
三宅 則義君 松尾トシ子君
宮腰 高助君 竹村奈良一君
出席政府委員

大蔵事務官(理 酒井 俊彦君
財局総務課長)

委員外の出席者

通商産業事務官 川出 千連君
(通商振興局長)
商金融課長)

三月三十日
委員中崎敏君辞任につき、その補欠として前田榮之助君が議長の指名で委員に選任された。

三月三十一日
株式の名義書換に関する法律案(内閣提出第一四七号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
連合審査会開会に関する件
公認会計士法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)(参議院送付)

第一類第六号 大蔵委員会議録第四十四号 昭和二十五年三月三十一日

○川野委員長 これより大蔵委員会を開会いたします。

ちよつとお諮りいたしますが、ただいま建設委員会と連合審査を行つておられます昭和二十五年年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律案について、本日地方行政委員会より、一緒に連合審査会を開いてほしい旨の申出がありましたので、この際右案について、同委員会とも連合審査会を開き、午後は大蔵、建設、地方行政の三委員会の連合審査会を開きたいと存じます。この点御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議がないようでありますから、さよう決定いたします。大蔵委員会は暫時休憩いたします。午後二時二分休憩

午後三時五十一分開議

○川野委員長 休憩前に引続き大蔵委員会を開会いたします。

公認会計士法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を続行いたします。三宅則義君。

○三宅(則)委員 ただいま議題となりました公認会計士法の一部を改正する法律案に対しては、私どもはこれに対して大体賛意を表するのでありますが、二、三点だけ補足的にお尋ねいたしたいと思つて、何とぞ御親切なる御答弁を賜りたいと思つております。

今回の改正によりまして、監理委員

会が大蔵省の内部から外へ出て、いわゆる外局になつて、公認会計士管理委員会ができません事柄は、まことにつばな組織であると思つて、これは前国会から私どもが主張しておりましたところが今回いれられましたので、われわれは賛成するものであります。

ただその委員の任命であります。現段階におきましては、御承知の通り公認会計士は百五、六十人しかおりません。また公認会計士たらんとして実際にやつておられる者が四千人も五千人もおられます。登録せられた計理士は二万人余もおられるわけでありまして、こういう段階におきまして、ただちに公認会計士のみをもつて管理委員会の委員を任命することは行き過ぎである。将来でありますならば、このうちから選任せしめたい、並びに学識経験者から選任せしめたい方がよろうと思つて、これに對して第一回の管理委員を選任いたすについての政府のお氣持を伺いたいと考える次第であります。

〔委員長退席、前尾委員長代理登壇〕

○酒井政府委員 ただいまお話のありました第一回の公認会計士管理委員会の委員の任命でございますが、お話のような趣旨を十分考慮いたしまして、なるべく御趣旨に沿ひ得ますように入選を考慮して参りたい、かように考えております。

○三宅(則)委員 今酒井政府委員より御答弁がございまして、私ども力強く感

ずる次第であります。ぜひその線に沿ひまして選定せられんことを希望いたします。第二番目にお伺ひいたしました事柄は、特別試験でありましたが、特別試験は御承知の通り長年計理士をやつておりました者が、公認会計士たらんとして試験を受けるのでございまして、これにつきましては、過去の実績から考へてみますと、千名も千五百名もこれを受けまして、合格率はほんの一〇%以内というふうな、割合にむづかしい試験であると言われておるのであります。私は試験の構想に對しまして、国会議員の一人とし、また一般の民心の意を解しまして申し上げるならば、一時間やあるいは一時間半でもつて数回の試験をするということになります。たいへん困難を感じるのであります。といたしますならば、私は

国家公務員の試験と同様に、ある程度まで時間をかけまして試験を受けさせると、一時間かかつて二時間かかつて、三時間かかつて完全に行かざるやせらる、こういう線強く主張したいと思つて、この四月に行われます特別試験には間に合わぬいかもしれませんが、将来はある程度まで時間を長く與へまして答を書かせる、こういう点が一つ、それからもう一つの点は、今までは六科目で六百点満点としますと、今のところは一点満点としますと、今のところは六〇%の六十点しか人物、経験年数は加えられておりません。これはまことに同情のないやり方であると思つて、二十年も三十年も職業に

つき、すでに年齢も五十を過ぎ、あるいは六十になんかとする人たちに對しては、これはまことに申訳ないような試験であると思つて、そのうちのような意味合いにおきまして、国会議員の一人としての構想をここに申し上げますならば、六百点満点のうちで、一科目に對して六十点で三百六十点が合格点といたしますならば、そのうちの半分、百八十点は人物もしくは経験年数を加味するようにしていただきたい。そしてあとの百八十点をいわゆる筆記試験なり、あるいはその他の試験によつてこれをきめるというふうなことをいたしましたら、これに對しましては合格点がある程度まで得られるのではないかと考へるのであります。政府からこれに對して同情ある御答弁を賜れば仕合せと思つて、

○酒井政府委員 ただいまお尋ねのありました第一回の試験問題の出じ方でございますが、これは御承知のように、ただいまの公認会計士の制度は、諸外国に比較しても決して見劣りしないつばな公認会計士をつくりたいという意味におきまして、これをただやさしくする、というだけではいかかと思つて、いかなる出題をするか、その試験の方法をどうするか、それが適切であるかどうかというふうな点につきましては、會計士の試験委員の決定する事項でありますので、試験委員の方に御趣旨のありますところを十分お伝

えするようにはいたしたいと思ひます。それから第二の経験年数のしんしやくの点でございますが、この点もお具体的に研究をいたしまして、試験委員の方に伝えたいと思つております。

○三宅(則)委員 ただいま政府委員の御答弁によりまして、大分御同情的な御答弁でありまして、ぜひそれを実現に移されんことをお願いいたします。

つきましては具体的な点について申し上げます。私の承るところによれば、特別試験委員には、会計理論は上野道輔、林健二、商事法令では松宮隆、石井照久、会計実務では渡辺義雄、住田重太郎、北島興四郎、小林達夫、会計監査では太田哲三、佐藤善助、辻眞、土井清三、こういうように承つておりますが、これらはいずれも練達機能の士であると思つておりますし、また経験年数についても相当な人物であると思ひます。私は試験の内容に対してはこれとさしずかることは差控えますが、やはりこれらの方々の会計学その他に対しての多年の研究と努力、認識を十分發揮させたいと思ひますし、これらの人々が後進を導き、また業界に貢献する意味合いにおいて、でき得べくんば品格もあり同情もあり、また信頼のできるような試験をやるように、申出といつては失礼であります。その趣旨を傳達されたいといふことを希望するのであります。

次に申し述べたい事柄は、御承知の通り計理士はすでに登録されてある者が二万数千人あるわけでありまして、この中には計理士会もあり、監査協会もあり、また地方計理士会その他の団体もあるわけでありまして、いずれも業界におけるこれらの人々の研究なり

努力なり認識なりについて、相当の敬意を拂つておるのであります。どうか政府としてもたごういふような会に入らない者でありまして、たとえて申しますと、戦時中必召せられておりまして、戦後になつて帰つて来た者があつたり、また今は失礼な話であります。経済難その他等によりまして、会費が拂えなかつた者があつたり、あるいはある程度まで窮迫といつては失礼かもしれませんが、充実になかつた点がある方もあつたかとも考へておりますが、この時局を認識し、また将来の發展のために努力したいという気分が燃えております方も相当あるわけでありまして、どうか政府といたしましては、温情のある一會に所属する方はもちろんけつこうでありませんが、会に所属しない方々に対しても、一律に同情を與えられたい、がように考へておりますが、政府の考へをもう一ぺん承れば仕合せであると思ひます。

○酒井政府委員 ただいまお尋ねのありました計理士あるいは公認会計士をもつて組織いたします団体、あるいはその連合会等につきましては、この設立は全然自由になつておりますし、またこれに加入するといふのは公認会計士あるいは計理士の自由であります。加入しないからといって、行動の制限を受けることは全然ないのであります。御心配のような点は全然ないのであります。特別にある団体についてこれを助長し、ある団体はこれを押えるといつたような、そういう監督を加えるつもりは毛頭ございません。またその権限も全然持つておりま

せんことを御了承願ひたいと思ひます。もう一、二点だけ補足的に申し上げておきますが、この改正案によりまして、昭和二十六年三月三十一日までで、今後一箇年間に再登録いたしました者に対しては、三年目に更新登録をする、こういうことになつておると承知いたしましたのであります。かような場合におきまして、現段階における計理士諸君は、二十年前もしくは三十年前からの道々を踏んで、業界のためにまたは経済界のために貢献したたのでありますから、これらは御承知の通り、三年目へに、更新はもちろぬいたすつもりでございますが、また誤つて、あるいははもしいたすつもり、多少遅れるような場合があつたにいたしまして、同情ある措置に出られんことを切に希望したいと思ひますが、これらに対して政府の考へをもう一度承れば、なお仕合せであると思つております。

○酒井政府委員 ただいまの計理士の更新登録でございますが、これはおつしやるように二十六年三月でございますか、それまでに再登録をいたしまして、以下三年ずつ再登録をして参ります。三年ごとに登録し直すというところは、公認会計士も同様でございます。これは法律上の期限でございますので、期限に遅れることのないよう、政府の方におきまして、できるだけ早急さん方の御注意を喚起すると言つては失礼でございますが、宣伝と申し

ますか、事前にお知らせをすることに努力いたしたいと思ひます。なおただいまの計理士の方々におかれましては、法律上の当然の更新でございますから、お忘れにならないようにひとつ御注意を願ひたいと思ひます。

○三宅(則)委員 今のおさしずはよく承りました。われれもそれに対して善処したいと思つております。最後に一言御注意までに希望を申し上げまして、御答弁を承れば仕合せであると思ひます。御承知の通り本改正案によりまして、全面的に監査証明ができる。公認会計士は公認会計士と称し、計理士は計理士と称し、またその称号を用ひないしして、その人の人格、手腕、力量等によつて監査証明ができる、こういうふうな大幅にこの制度を拡張せられた点は、われれも非常に満足するところであります。政府の努力を多とするものであります。しかし本法案に対しては、御承知の通り、なお多少の欠陥と言つては失礼であります。修正をすべき点もあるかと思ひますから、これは後日に譲りまして、今後の運用状況に対しては、もう一段と政府としては管理委員会に対して、さしずと言つてはさしつかえがあるかもしれませんが、よく国会の意思を傳達せられまして、この運用に行き過ぎのないよう、また行き足らぬところのないよう、穩健にして妥當なる運用を希望いたしましたとおきたいと思つております。

たび／＼質問いたしました。はなはだ恐縮であります。あとは高橋君が代表して質問いたしますから、私はこの辺にいたしておきます。最後に政府

委員から今後の運営方法に対しては、嚴正中立なる、もしくはもつと強く言いますれば、穩健にして妥當なる發展を期するべく指導せられたいと思ひますが、これに対して御答弁を承りたいと思ひます。

○酒井政府委員 ただいま御発言のありました点は、公認会計士管理委員会の新任された委員に十分お伝えすることにいたします。元來公認会計士に関する仕事は、いわゆる行政府と申しますか、行政官がこれを取扱います。ところが、非常に不適當である性質の仕事でございます。嚴正公平な、中立的な、りつぱな方に管理委員会の委員になつていただきます。責任をもつて嚴正中立的な態度をもちまして、法律を運用して行きますように、われれとしても念願いたしておる次第でございます。

○三宅(則)委員 今仰せになつたことについて申し述べましたから一言申し上げたい。管理委員会というものは、よほど活発に活動いたしまして、また将来の運営をなすところの重大な責任があるのではありません。ここで申し上げるのは、はなはだ申し上げにくいことであるかもしれませんが、どうか勇氣と認識と、また活動力のある人を任命することが一番必要であると思ひますから、特に政府委員の方々は、これらを考慮せられまして、穩健妥當な、りつぱな、活動力のある人を選任せられんことを、特に御注意いたし、御希望申し上げますが、これに対するお答を賜われれば仕合せであります。

○酒井政府委員 御意見はわれれもきわめて同感でございます。そのよ

せんことを御了承願ひたいと思ひます。もう一、二点だけ補足的に申し上げておきますが、この改正案によりまして、昭和二十六年三月三十一日までで、今後一箇年間に再登録いたしました者に対しては、三年目に更新登録をする、こういうことになつておると承知いたしましたのであります。かような場合におきまして、現段階における計理士諸君は、二十年前もしくは三十年前からの道々を踏んで、業界のためにまたは経済界のために貢献したたのでありますから、これらは御承知の通り、三年目へに、更新はもちろぬいたすつもりでございますが、また誤つて、あるいははもしいたすつもり、多少遅れるような場合があつたにいたしまして、同情ある措置に出られんことを切に希望したいと思ひますが、これらに対して政府の考へをもう一度承れば、なお仕合せであると思つております。

○酒井政府委員 ただいまの計理士の更新登録でございますが、これはおつしやるように二十六年三月でございますか、それまでに再登録をいたしまして、以下三年ずつ再登録をして参ります。三年ごとに登録し直すというところは、公認会計士も同様でございます。これは法律上の期限でございますので、期限に遅れることのないよう、政府の方におきまして、できるだけ早急さん方の御注意を喚起すると言つては失礼でございますが、宣伝と申し

ますか、事前にお知らせをすることに努力いたしたいと思ひます。なおただいまの計理士の方々におかれましては、法律上の当然の更新でございますから、お忘れにならないようにひとつ御注意を願ひたいと思ひます。

○三宅(則)委員 今のおさしずはよく承りました。われれもそれに対して善処したいと思つております。最後に一言御注意までに希望を申し上げまして、御答弁を承れば仕合せであると思ひます。御承知の通り本改正案によりまして、全面的に監査証明ができる。公認会計士は公認会計士と称し、計理士は計理士と称し、またその称号を用ひないしして、その人の人格、手腕、力量等によつて監査証明ができる、こういうふうな大幅にこの制度を拡張せられた点は、われれも非常に満足するところであります。政府の努力を多とするものであります。しかし本法案に対しては、御承知の通り、なお多少の欠陥と言つては失礼であります。修正をすべき点もあるかと思ひますから、これは後日に譲りまして、今後の運用状況に対しては、もう一段と政府としては管理委員会に対して、さしずと言つてはさしつかえがあるかもしれませんが、よく国会の意思を傳達せられまして、この運用に行き過ぎのないよう、また行き足らぬところのないよう、穩健にして妥當なる運用を希望いたしましたとおきたいと思つております。

たび／＼質問いたしました。はなはだ恐縮であります。あとは高橋君が代表して質問いたしますから、私はこの辺にいたしておきます。最後に政府

委員から今後の運営方法に対しては、嚴正中立なる、もしくはもつと強く言いますれば、穩健にして妥當なる發展を期するべく指導せられたいと思ひますが、これに対して御答弁を承りたいと思ひます。

うに今後できるだけ注意して参りたいと思つておられます。

○宮腰委員 本法案の改正は民主的な改正であり、われ／＼も賛成するものではありますもの、ある程度の希望条件を付したいという気分であり、まだ質問の足りないところがありますから、二、三点お伺いしたいと思います。

この試験は、非常にむずかしい点があるようでして、六十または七十に近い人がこの試験を受けなければならぬ運命になつております。お医者さんの場合は、過去の実績によりましてそのまま資格を認めて、将来における人に限つて試験を行つておるようですが、公認会計士の場合は、経理の学理的経験あるいは実際の経験のある人が少い、こういう意味合いで試験をやつておるようですが、こういうものはかゝつて自由競争にまかせまして、実際の實力あるところに集中した方が適切のように考へるのであります。従つてわれ／＼はこの法案については、将来は大幅に修正していただくか、今までの既得権を認めていただくか、こういう希望を申し入れる次第であります。政府はこの問題について今後どういうふうに修正するかという点についてお考えがあるか。あるならば、それをお教え願ひたい。

それからもう一点は、監査証明が故意過失によつて証明した場合は、公認会計士の資格を取上げるといふ規定がありますが、この場合故意過失といふけれども、この過失は重大なる過失、こういうふうな故意に匹敵するような重大な過失でなければ、取消しすることができぬということにした方が、私

は妥当のように思ふのですが、この点について政府のお考えを伺つておきたいと思ひます。それから管理委員会の委員の選定ももう少し民主的にやつてほしい、こういう希望を持つておるものですが、この三点についてお伺ひしたいと思います。

○酒井政府委員 御質問の第一点の試験の方法でございますが、これは先ほど三宅さんにお答えしました通り、試験の方法その他でお改良を要する点があるということであり、ますするならば、それは試験委員の方と相談いたしまして、試験委員に決定を願うということにしたいと思つておられます。それからなおそれに関連しまして、古い試験を持たれた方に対して少し試験がむずかしくないであらうかという点とあります。試験がむずかしいかどうかという点は、実のところわれわれにもはつきりわかりかねるのでございまして、今仰せになりましたように、できるだけ自由競争にまかした方がよいという趣旨におきまして、従来公認会計士法におきましては、公認会計士でなければ四月一日から監査証明はできないとありましたのを、計理士その他でも監査証明ができる。ただ公認会計士の名称を用いて監査証明することができないというふうになりまして、御趣旨の点は今回改正で盛り込んでおるのじやないかと考えております。

それから第二点の監査証明に関する故意過失の場合でございますが、現行法におきましても、過失の場合は、相当の注意を怠つて、そして重大なる虚偽の書類を証明した。要するに公認会計士として当然最低限度必要な注意

を怠つて、しかも重大な虚偽、錯誤あるいは粗漏のある書類を監査証明した場合に、懲戒手続によりまして罪則を受ける。ただ故意の方は、知つていながら間違つた証明を間違つていないというふうな証明をいたしますことは、やはりおもしろくない点もあるということ、今度参議院におきまして修正を受けた次第であります。

○宮腰委員 この故意過失の場合に、重大なる過失ということは、善良なる管理者の注意を欠いたということと同一の意味ですか。

○酒井政府委員 相当の注意を怠るといふことは、今お述べになりましたような意味と解釈してさしつかえないと考えておられます。

○松尾委員 この法案は大体民主的であり、ますので、宮腰委員のおつしやつたように賛成してもよろしいのですが、希望条件として一点述べたおきたいと思ひます。それは、この法律案の中にございまして公認会計士管理委員会、この委員の構成の場合に、五人の中に二人ほど民間学識経験者をお入れ願へれば、もつと民主的にまた実践的な運営ができると思ふのですが、この点を修正していただきたいという希望を添えておきたいと思ひます。

○酒井政府委員 先ほど三宅委員からお話がございましたので、その点につきましては十分御希望を尊重いたしたいと思ひます。

○河田委員 試験問題について、試験を受けられた方から大分苦情が出ておる。また政府委員自身としても、この公認会計士をできるだけの程度の高いのにしなればならぬ、こういう御説明であつたわけであり、ところが

この第十六條の二に、今日外国において公認会計士の資格に相当する資格を有する者は、日本においても大体その資格を與える。しかも試験でなくして、無條件に資格を與えることができる。こういう点がここに現れておるのではありません。古い年寄りの方がそばんができないために、試験に落つたつたといふことも聞いておりますが、おそれる外国人はそばんなんかはできぬのではないかと。ところが今の政府委員の話では、外国の公認会計士の資格に相当するものを持つておる者は無條件にでも與えて行こう。そばんできぬでも與えて行こう。しかしこういふところ、外国の連中はそばんではない。日本人はそばんもつたつたではない。だからそばんをつくらなければならぬといふことはわかりませんが、あまりにも外国人に対する優遇を日本人以上に與えられておるということが、私の指摘したい点であります。同時に日本の今、小学から大学に至るまで、御承知のごとく学力はどんどん低下して、ほんとうに生きた学問をさせていないのでありますから、ます／＼厳重な試験によれば、公認会計士の仕事を習熟する上におきましてもなか／＼これは困難である。ことに公認会計士だけを特別にりつばなものにしようと思ひますが、日本全体の水準が低ければ低いだけ、やはり私はそれに適応したものにしなればならぬと思ひます。こういう点

○酒井政府委員 先ほど三宅委員からのお話でございますので、その点につきましては十分御希望を尊重いたしたいと思ひます。

○河田委員 試験問題について、試験を受けられた方から大分苦情が出ておる。また政府委員自身としても、この公認会計士をできるだけの程度の高いのにしなればならぬ、こういう御説明であつたわけであり、ところが

○酒井政府委員 この十六條の二におきまして、外国の公認会計士の資格に相当する資格を有する者と申しますのは、たとえば英米におきましていわゆるCPAの資格を持つておるといつたような者を登録するわけであり、まが、これも無條件に登録するわけではありませぬので、会計に關連する日本の法令について相当の知識を有しなければいかぬということになつておる。まして、日本の会計に關する法令について何ら知識のないような者は、もちろん登録を除外されるのであります。

○三宅委員 ただいま上程されておられます公認会計士法の一部を改正する法律案につきましては、すでに予備審査のときから本日本審査に至り、ま

○酒井政府委員 先ほど三宅委員からのお話でございますので、その点につきましては十分御希望を尊重いたしたいと思ひます。

○河田委員 試験問題について、試験を受けられた方から大分苦情が出ておる。また政府委員自身としても、この公認会計士をできるだけの程度の高いのにしなればならぬ、こういう御説明であつたわけであり、ところが

○酒井政府委員 先ほど三宅委員からのお話でございますので、その点につきましては十分御希望を尊重いたしたいと思ひます。

○河田委員 試験問題について、試験を受けられた方から大分苦情が出ておる。また政府委員自身としても、この公認会計士をできるだけの程度の高いのにしなればならぬ、こういう御説明であつたわけであり、ところが

○三宅委員 ただいま上程されておられます公認会計士法の一部を改正する法律案につきましては、すでに予備審査のときから本日本審査に至り、ま

○酒井政府委員 先ほど三宅委員からのお話でございますので、その点につきましては十分御希望を尊重いたしたいと思ひます。

○河田委員 試験問題について、試験を受けられた方から大分苦情が出ておる。また政府委員自身としても、この公認会計士をできるだけの程度の高いのにしなればならぬ、こういう御説明であつたわけであり、ところが

○酒井政府委員 先ほど三宅委員からのお話でございますので、その点につきましては十分御希望を尊重いたしたいと思ひます。

○河田委員 試験問題について、試験を受けられた方から大分苦情が出ておる。また政府委員自身としても、この公認会計士をできるだけの程度の高いのにしなればならぬ、こういう御説明であつたわけであり、ところが

○酒井政府委員 先ほど三宅委員からのお話でございますので、その点につきましては十分御希望を尊重いたしたいと思ひます。

吉田政府委員並びに内山事務官等とも
質問応答しまして、また熱心なる各委
員よりの質問がありまして、これに答
弁があつたわけでありますからし
て、この辺で質疑を打ち切り、討論を省
略いたしました、ただちに採決に入ら
れんことを望みます。

○前届委員代理 ただいまの三宅君
の動議のごとく決定するに御異議あり
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前届委員代理 御異議なしと認め
ます。討論を省略してただちに採決に
入ります。公認会計士法の一部を改正
する法律案を議題として採決いたしま
す。本案の原案の通り可決するに賛成
の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○前届委員代理 起立多数。よつて
本案は原案の通り可決いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十一分散会

〔参照〕

公認会計士法の一部を改正する法律
案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕